

2025

学 生 便 覧

ひとに、地球に、未来の糧を。

学校法人 食糧学院

東京栄養食糧専門学校

TOKYO SHOKURYO DIETITIAN ACADEMY

栄 養 士 科

管理栄養士科

健康スイーツ研究科

食糧学院 建学の精神

「学是」(開校当時)

1. 食糧報国(国民の体位向上、栄養・食生活改善・啓蒙)
2. 自己練磨(学術・技能と実践に勤しむ)
3. 奉仕の精神(博愛を尊ぶ指導者・技術者に励む)

〈アドミッションポリシー〉

1. 社会全般に貢献する意思がある方
2. 礼儀をわきまえ人とのかかわりを大切にする方
3. 探求心にあふれ、未知のものにチャレンジする意欲のある方
4. 向上心が強く努力を惜しまない方

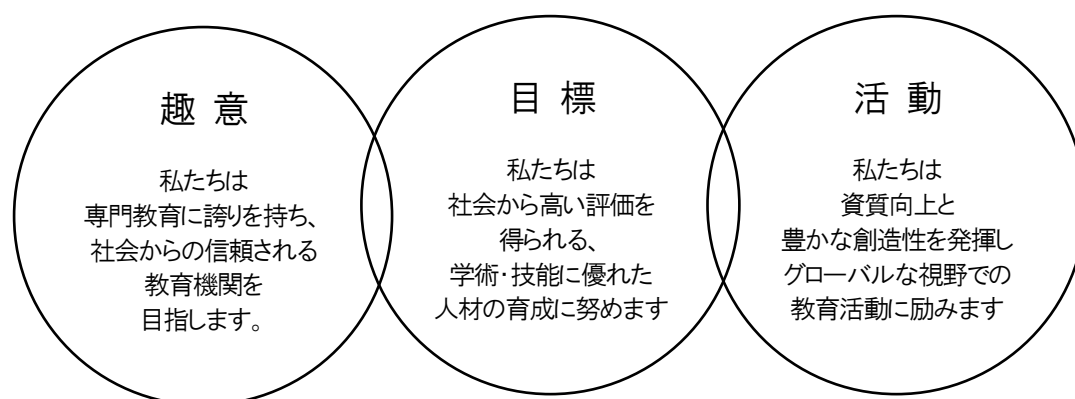
教育の基本方針と教育目標

◎ 教育の基本方針

本校は、大正14年(1925 年)に当時の陸軍省、内務省、農林省などが中心となって発会した「糧友会」を母体にして昭和14年(1939年)に国策として、国民の体位向上・栄養改善・健康増進・食の改善研究等、食の専門指導者を育成する目的で創立された。86年の歴史と伝統のある学校であり、日本の栄養士養成の草分け的存在として全国にその名を馳せている。平成15年(2003年)度には、管理栄養士科を開設し、科学の進歩や食生活の進展による保健・医療・福祉の高度化に即応でき、かつ人間力の高い栄養士を世に送り出してきた。今後も、「人間・食・栄養・健康」に関して、「創造と科学と実践の教育」を強化し、社会的要請に応えられる栄養士・管理栄養士を以下の基本方針に沿って養成していき、新しい歴史を築き上げていく。

1. 現場に即応できる実践能力を有する職業人の育成(職業実践専門教育)
2. 「食と健康と美の未来を担う」スペシャリストの養成(学術・技能の修得)
3. チームワークとボランティア精神の育成(人間力・社会貢献力の修養)
4. 栄養教諭、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2 級)などWライセンス取得の推進

◎ 教育理念



校 歌

学校法人 食糧学院 校歌

作詞 丹 道夫
作曲 板東 貴余子

一、明日を導く 東京は

我らが集う 学び舎の窓

遙かな富士を 仰ぎ見て

誇りも高く ひたすらに

歩く歩く 食糧学院

二、桜が迎えた この門は

命をまもる 先人の道

友情かわす 喜びと

究める技術 夢にみて

進む進む 食糧学院

三、地球にやさしく 寄り添って

豊かに生きる ハートのしるし

礼節ならい ひとすじに

社会に尽くす 礎を

築く築く 食糧学院

教 育 目 標

○ 栄養士科の教育目標と重点方策

超高齢社会の急速な進展、子供から成人に至る食生活の乱れなどから、「健康の保持・増進」、「医療費の縮小」が最重要課題となっており、健康を支える管理栄養士、栄養士の活躍する場が増えている。

栄養士科は、2 年間で「人間・食・栄養・健康」について、栄養士として行動できる知識・技術のみではなく、これらを広く伝えていける人間力を身に付ける。

- (1) 理論と実験・実習を連結させたカリキュラムにより、「人間・食・栄養・健康」について、総合的に理解する。
- (2) 栄養指導や調理の技術を修得するための実習を重視し、実践的な技術を身につけるとともに、グループワークにより自主的に行動する力を涵養し、即戦力となる栄養士を養成する。
- (3) 多様化した社会、就職先に対応できる学生を育成するために、以下のコース制カリキュラムを置く。
 - ① 健康スポーツコース ② 医療・福祉コース ③ こども・食育コース
 - ④ 健康・美容コース ⑤食品開発コース ※ コース制については、状況により変更することがあります。

○ 管理栄養士の教育目標と重点方策

修業年限が4年であり、卒業後即、管理栄養士国家試験の受験資格が与えられる。このことは、修業年限中に法律で定められた管理栄養士の職務要件を実践できる高度な専門知識と技術、ならびに高い人間力を身に付けなければならない。

- (1) 視野を広げ、多彩な教養を学ぶ基礎教育科目とこれに関連する専門教育科目を集中的に組み込んだカリキュラムにより、「人間・食・栄養・健康」について、総合的に理解する。
- (2) 理論と実験・実習を連結させたカリキュラムにより、「人間・食・栄養・健康」について、高度な専門知識と技術を身に付けるとともに、自主的に考え、行動できる力を涵養する。
- (3) 事業所や病院などの給食施設、臨床栄養の現場などを想定した実習・演習において、一連の役割を総合的に体験し発表する実践的な教育を行なうことにより、即戦力として行動できる管理栄養士を育成する。
- (4) 自主的にテーマを設定し、目標達成に向けて行動する小グループ制学習や卒業研究などにより、自主的学習態度を育むとともに、自ら問題を発見して創造的に行動する力を身に付ける。
- (5) 多様化した社会、就職先に対応できる学生を育成するために、以下のコース制カリキュラムを置く。

- ① 医療・福祉栄養コース ② 健康・食育栄養コース

※ コース制については、状況により変更することがあります。

○ 健康スイーツ研究科の教育目標と重点方策

健康スイーツとは喫食者のニーズ(アレルギー、疾病、食の禁忌、ライフステージ等)に対応した菓子や軽食などである。本科では、喫食者のニーズによりそった健康スイーツを提案できる人材を育成する。

最新の情報に基づく講義と、調理科学的視点を踏まえた実習を行うとともに、製菓・調理技術だけでなく、食材による摂取栄養量の比較や官能評価等を行い、科学的根拠に基づく健康スイーツについて理解する。次の4項目を教育目標の重点項目とする。

- (1) 食事摂取基準を理解し健康スイーツを提案できる人材の育成。
- (2) 食材を理解・評価し健康スイーツが提案できる人材の育成。
- (3) 食品成分表を理解し健康スイーツの栄養価を計算し、食品成分表示ができる人材の育成。
- (4) 健康スイーツについてプレゼンできる人材の育成。

第5章 成績の評価、課程修了の認定及び卒業

第 17 条 成績は、学科試験及び実技試験などにより評価する。

- 2 成績の評価は、各科目とも100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 合格した者には、当該科目の単位及び時間数を与える。
- 4 試験の方法及び評価の基準については、別に定める。

第 18 条 本校所定の課程を試験等による評価のうえ修了したと認める者には、卒業証書を授与する。

- 2 栄養専門課程を卒業した者は、栄養士法に基づく栄養士免許資格を取得することができる。
- 3 栄養専門課程 管理栄養士科を卒業した者は、栄養士法に基づく管理栄養士国家試験受験資格を取得することができる。
- 4 栄養士科を卒業した者には、職業実践専門課程(平成27年文部科学省告示第23号)専門士(衛生専門課程)の称号を授与する。
- 5 管理栄養士科を卒業した者には、職業実践専門課程(平成27年文部科学省告示第23号)高度専門士(衛生専門課程)の称号を授与する。
- 6 在籍期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。ただし、特別な理由がある者については、校長の許可を得ることにより在籍期間の延長を認めることができる。

第6章 賞罰

第 19 条 成績優秀であって他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

- 2 前項の該当者の中から特待生に選定し褒賞金を支給することがある。

第 20 条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わず校納金を納入指定期日より滞納し、催告してもなお納入の見込みがない者に対し、定期試験、追・再試験の受験資格の喪失、各種証明書の交付を停止することができる。

第 21 条 学生の本分に反し、本校の規則に違反した者は、懲戒とする。

- 2 懲戒は情状によって戒告、停学、退学及び除籍とする。

第 22 条 次の各号の一つに該当する者は、退学を勧告することができる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不良で向上の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者
- (5) 本人又は保護者と6か月間連絡が取れない者
- (6) 死亡が確認された者
- (7) 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わず校納金を納入指定期日より滞納し、催告してもなお納入の見込みがない者
- (8) SNS等の情報発信により個人及び団体の誹謗中傷や、それらに損害を与える行為をした者
- (9) ハラスメントに相当する言動により、他人の尊厳を傷つけた者

第 23 条 次の各号の一つに該当する者は、除籍することができる。

- (1) 在籍期間が所定の年数を超えるもの
- (2) 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わず校納金を納入指定期日より6か月以上滞納し、催告してもなお納入の見込みがないもの
- (3) 退学勧告を受けた者で、その後も改善が認められない者

教育課程・教務関係

1. 授業科目及び単位数について

栄養士科、管理栄養士科における各授業科目の単位数は、栄養士養成施設指導要領(改正平成15年10月17日健発1017006)第8号3の規定により、大学設置基準第21条2項の規定の例による。

全科単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとする。また、本校の授業科目及び単位数は、『講義概要』のとおりである。

- (1) 講義については、15時間の授業時間と30時間の自習時間を合わせた学修をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実験については、45時間の授業時間の学修をもって1単位とする。
- (3) 演習及び実技については、30時間の授業時間と15時間の自習時間を合わせた学修をもって1単位とする。
- (4) 学外実習については、実習を行う施設と連絡の上適宜これを行う。
- (5) 各教科目の履修学年及び学期については、別にこれを定める。

2. 履修科目の単位認定について

大学、短期大学、専門学校等を卒業後、当校へ入学した場合、(1)①②の条件を満たした者は履修科目の単位認定(単位互換)を行うことがある。

単位認定を受けた者は、(2)①～④について受諾したものとする。

(1) 単位認定時の条件

- ① 卒業校の講義概要が当校の授業目的・内容に準じていること。
- ② 入学許可日より2週間以内に申請し、校長の許可を得ること。

(2) 単位認定後の扱い

- ① 卒業時の成績優秀賞及び出席優秀賞は対象外とする。
- ② 単位認定受理科目の多少にかかわらず、授業料(校納金)の減額はしない。
- ③ 成績表及び成績証明書へは「単位認定(互換)」したその旨を記載する。
- ④ 入学時に決定した科目以外の「単位認定(互換)」は認めない。

3. 入学特待生制度について(健康スイーツ研究科を除く)

- (1) 入学許可者を対象として、1年次の授業料の一部を免除する。
- (2) 入学者特待生の在学中の取扱いについて
 1. 卒業時の成績優秀賞及び出席優秀賞の対象とする。

4. 授業欠席・遅刻・早退の取扱いについて

1. 授業欠席は、1教科目につき3回までを限度とする。但し、欠席授業について授業概要(シラバス)を参考に次回授業日に欠席授業レポートを提出する。(担当の指示がある場合はそれに従う)
※授業とは講義、演習、実験・実習(1～14回)および試験(まとめ動画等含)の計15回とする。
2. 遅刻については、授業開始から15分までの入室を遅刻として取り扱う。15分以上経過してからの入室は欠席扱いとする。
3. 早退については、授業終了時の15分以内までの退出を早退とする。
4. 遅刻・早退3回は欠席1回とみなす。なお、同授業で同じ日に遅刻と早退をした場合は欠席とする。
5. 遅延証明書は、当日駅にて発行分のみ認める。但し、15分以内の遅延証明書は認めない。
※原則としてインターネットによる取得は認めない。(鉄道会社等の事情により考慮する。)
6. 欠席・遅刻の場合、あらかじめ電話・Teams等でクラス担任に連絡すること。

5. 成績(試験)評価に関する規定について

1. 成績評価

成績の評価は定期試験、課題、出席点等から総合的に決める。(各科目の評価方法については授業概要を参照のこと)

2. 評点と評定

成績は100点満点の評点で表し、最終的には次の基準で評定する。

S: 100～90点、A: 89～80点、B: 79～70点、C: 69～60点、D: 59点以下とし、C以上を合格とする。

3. 試験の種類

定期試験(本試験)、追試験、再試験とする。

各試験の管理は教務課が行い、試験の監督指導は当該学年が行う。

(1) 定期試験(本試験)

前期・後期別に定期的に行う試験を定期試験といい、原則として全履修科目について実施する。

(2) 追試験

① 病気、その他やむを得ぬ理由によって定期試験を受ける事が出来なかった者に対して実施する試験を追試験という。

② 追試験は、本人の希望により行うものとし、1回限りとする。

③ 追試験を受ける者は、診断書等を添えて「追試験受験願」をクラス担当に提出し、所定の受験料を教務課に納入する。

(3) 再試験

① 定期試験の結果、不合格となった科目について再度実施する試験を再試験という。再試験は本人の希望により行うものとし、1回限りとする。

② 再試験を受ける者は、「再試験受験願」をクラス担当に提出し、所定の受験料を教務課に納入する。

③ 再試験による成績は、合格又は不合格のいずれかとし、合格の場合はすべて60点(C評価)とする。

4. 受験資格

(1) 各教科とも栄養士法で定める基準の時間数を出席した者でなければ、試験を受ける事ができない。

(2) 校納金未納者は、試験を受けることができない。但し、事情がある場合は校長判断による。

5. 試験の実施

(1) 試験会場への入室は、開始10分前とし、やむを得ない事情を認めた場合は、開始後20分まで許可する。また退中は、開始後30分以降とする。

(2) 試験会場では出席番号順に決められた座席に着席すること。

(3) 筆記用具は各自用意し、貸し借りをしないこと。携帯品は机の下または、指定場所に置くこと。

(4) 受験中は、監督者の指示に従うこと。特に不正行為のないように十分に注意すること。万一不正行為が認められたときは、以後の受験停止、全科目無効等の措置を受ける。

(5) 追試験・再試験において欠席した場合は当該科目未履修となる。

6. 試験成績の発表

成績表をもって学生に通知する。

7. 欠点科目(未履修科目)

(1) 出席日数不足のため受験できなかった科目及び試験の結果不合格となった科目は欠点科目(未履修科目)とし、卒業時まで履修されない限り卒業できないものとする。欠点科目(未履修科目)が多く成績が不良で卒業の見通しが極めて困難と認めた場合は、退学勧告を含む指導を行うものとする。

8. 卒業認定

(1) 学則に定めた卒業単位がすべて履修された者は、卒業認定会議の承認を得て卒業が認められる。未履修科目がある者は、その成績を勘案して、留年、再履修、退学勧告等の措置を受ける。

9. 留年、再履修および転学

(1) 不合格科目について、進級または卒業を留め置き6か月又は1年間学習することを留年、初めから科目を学習し直すことを再履修、他の学校(食糧学院併設校内)に編入するものを転学とし、何れも願書を教務課に提出する。